

令和2年度（臨時）山梨工業会奨学基金奨学金の申請について

『山梨工業会奨学基金奨学金』は、工学部および生命環境学部の同窓会である「一般社団法人山梨工業会」の会員の寄附により、設立された基金で、奨学金の申請に基づき山梨工業会奨学基金実施運営委員会（以下、「委員会」という。）で選考を行い、山梨工業会学生会員（工学部、生命環境学部、大学院医工農学総合教育部修士課程の工学専攻及び生命環境学専攻在籍の学生で山梨工業会に入会済みの学生（留学生を除く。）但し、支援決定後の加入も可です）に支援を行う制度です。

今回新型コロナウイルスの関係で両親からの仕送りがなくなった場合や、アルバイト先から雇用解雇された等経済的に困窮している方を対象として臨時に奨学金を支給することとしましたので、山梨工業会奨学基金からの支援を希望する方（以下、「支援希望者」という）は、以下の書類を提出してください。

- ① 令和2年度（臨時）山梨工業会奨学基金奨学金申請提出書類確認表
（提出書類及び留意点等を確認し、書類が用意できたら「本人チェック欄」の該当箇所に必ずチェック(☑)を入れて、他の書類とともに提出してください。）
- ② 記入要領及び記入例
- ③ 令和2年度（臨時）山梨工業会奨学基金奨学金申請書（令和2年4月27日現在の状況を記入）
- ④ 成績証明書（新1年生を除く）
- ⑤ 収入・支出状況申立書（様式1）（困窮状況詳細含む）
- ⑥ 他の奨学金（貸与・給付）状況申告書（様式2）
- ⑦ 困窮状況を証明する書類（①の確認票内容による）
（証明書類が提出期限までに間に合わない場合は、その旨連絡してください。）
- ⑧ 銀行口座登録用紙

上の⑧銀行口座登録用紙を提出書類に追加しましたのでご注意ください。

I. 申請の条件

次の条件に該当する山梨工業会学生会員であること。なお、現在、山梨工業会に未加入であっても申請可能であるが、支援決定時には加入すること。

- ・ 新型コロナウイルスの関係で両親等が休業等のため仕送り額が減少した場合や、就学をするためのアルバイト収入が減少した場合等の経済的理由によって、学業の継続が困難と見込まれ、かつ、学業優秀と認められる者

学業優秀とは、原則として下記の学力基準を満たしていることが条件となりますが、この条件は選考の際に参考資料とするものであり、この基準以下の者は応募できないことではありません。

- 学部2～4年次生（最短修業年限を超えた者を除く）にあつては、前期までの通算GPAが2.3以上で、年平均35単位以上を取得し、進級していること。
- 大学院2年次生にあつては、通算GPAが2.7以上であること。

II. 支援の人数及び金額

支援人数は、申請状況により決定します。

支援金額は、一人10万円です。（返済義務はありません。）

III. 申請方法

奨学金希望者は、別紙「令和2年度（臨時）山梨工業会奨学基金奨学金申請提出書類確認表」等を熟読の上、必要書類を取り揃えて申請してください。

（※ 要注意：提出書類が不足の場合は、原則、受け付けません。）

IV. 申請書類の提出日等

支援を希望する者は、「山梨工業会奨学基金奨学金申請書」及び証明書類等を下記の提出日に提出してください。

提出期限以降はいかなる理由があつても受付いたしませんので余裕をもって提出してください。

提出期限 令和2年4月30日(木) 17時

提出先

*** 工学部及び工学専攻の学生**

A2号館2階事務室（甲府東キャンパス）工学域支援課

*** 生命環境学部及び生命環境学専攻の学生**

生命環境学部事務棟（甲府西キャンパス）生命環境学域支援課教務グループ

V. 選考方法

- ① 提出された書類を委員会で選考
- ② 場合によってはメール等により質疑応答をする。

VI. その他

- ① 選考結果は、CNSにて通知します。
- ② 不明な点等については、下記までお問い合わせください。
山梨大学 工学域支援課 TEL 055-220-8402（甲府東キャンパス）

VII. 個人情報の取扱い

支援希望者に係る本学が保有又は取得する個人情報の取扱いについては、下記のとおりとし、申請がされた場合は、これら個人情報の取扱いについて支援希望者の同意があったものとみなしますので、あらかじめご了解ください。

記

対象者：工学部、生命環境学部、修士課程工学専攻及び生命環境学専攻に在籍する学生のうち、山梨工業会奨学基金奨学金を申請した者

対象情報：山梨工業会奨学基金の申請の際に提出された個人情報、成績関係情報等

利用目的：①山梨工業会奨学基金からの奨学金の選考

②学生・保護者等への連絡・問い合わせ

管理等：申請書類は保管庫等に保管した上、「国立大学法人山梨大学法人文書管理規程」に規定する保管期間まで保管し、期間を過ぎた書類等については、焼却処分とします。

VIII. 注意事項

- ① 申請書の提出については、提出期限日を過ぎた場合、受け付けません。
- ② 申請書は、申請者である学生本人が記入し、家計・家族の状況も学生本人が説明できるようにしてください。
- ③ 申請者に対して、後日問い合わせの電話、学内メール等をする場合がありますので、着信履歴をこまめに確認してください。（電話番号が 055-220-8402 又は 055-220-8802 の番号は大学からの電話ですので、必ず返信してください。）
- ④ 提出書類等の記載内容と事実が異なることが判明した場合は、返金をさせていただきます。